

福岡市街路樹イルミネーション実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市の道路空間における街路樹のイルミネーション(以下「イルミネーション」という。)の実施に関して、公益性、景観向上、安全性等の観点から、必要な事項を定め、効果的に実施し、もって魅力的な夜景づくりに寄与することを目的とする。

(実施要件)

第2条 前条のイルミネーションは、次の各号の要件をすべて満たすものについてのみ実施を認める。

- (1)良好な夜間景観づくりに貢献するものであること。
- (2)市民の共感を得られるような、公益性の高いものであること。
- (3)民間実施であっても、営利目的でないこと。

(実施者)

第3条 実施者は、次の団体等を原則とする。

- (1)公共団体、または官民による第3セクター。
- (2)民間団体等で地域振興を目的とするもの、または事業内容が実質的に地域振興に貢献しているものであり、かつ、事業の企画、運営、設置、撤去等に関して十分な組織、能力を備えているもの。

(対象樹木)

第4条 対象とする樹木は、原則として、落葉樹とする。

2 樹木の規格や活力の低下した樹木など、管理者が適当でない判断した樹木は対象外とする。

(実施時期、期間等)

第5条 実施時期は、冬期(11月～4月)を原則とする。ただし、落葉樹でない樹木に取り付けることができる実施期間は、管理者との協議による。

2 照明時間は17時から24時までの範囲とする。

(場所等)

第6条 設置場所は、歩道部のみとし路面から2.5メートル以上の高さを確保するものとする。

2 車道にはみ出した枝の部分には設置しないものとする。

3 交差点、曲がり角、横断歩道から10m以内の樹木には、原則として設置しないものとする。

4 前3項の規定については、事前に交通管理者及び道路管理者と協議のうえ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

(実施方法等)

第7条 器具の選択、取り付け、撤去は、樹木及び舗装その他道路施設等に対する影響がないように行うものとする。

2 器具の設置は、樹木のイメージを損なわず、昼間の景観に十分配慮したものとする。

3 樹木およびその周辺道路上での商業広告等の営利活動は一切認めない。

4 使用電球は、原則として1W以下のLED電球で、電球の色が白色又は淡黄色であり、かつ、点滅式ではないものとする。ただし、事前に交通管理者及び道路管理者と協議のうえ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

5 点灯中においては、沿道の広告照明等の消灯、照度低下等を積極的に行い、美観の向上に努めるものとする。

6 電球を集束させるなどして信号灯器と類似するような形とするなど、信号機又は道路標識等の効用を妨げる設置行為は行わない。

(安全の確保)

第8条 設置、撤去工事の時点および実施中を通じて、車両や歩行者の安全確保のため十分な措置を

講じるものとする。

2 漏電、風等に対する安全対策を十分講じるものとする。

(実施計画書等)

第9条 実施者は、実施計画書(様式第1号)1通を事業実施の30日前までに住宅都市局都市景観室に提出し、実施内容等について協議を行うものとする。ただし、新規に街路樹イルミネーションを実施しようとする者は、その内容について、実施計画書提出前までに事前協議を行うものとする。

2 実施者は、工事の方法等の詳細について、第11条に掲げる各管理者と協議を行うものとする。

(関係課長会議)

第10条 都市景観室は、計画されたイルミネーションが第2条から第8条までの規定に適合するか否かを検討し、許可申請の段階に進むことの適否を確認するため、実施内容等の関係課への持ち回り決議でもって実施が妥当か確認を行う。

2 計画内容に疑義が生じた場合は、都市景観室は、速やかに関係課長会議を開催する。

3 関係課は、道路下水道局路政課、設置場所を所管する区役所管理所管課、住宅都市局運営課及び都市景観室とする。

4 都市景観室は、決議又は会議の結果を実施者に連絡する。

5 前1項から4項の規定は、実施者及び実施内容について以前実施された事項とおおむね同等であると判断される場合は、適用しない。

(許可申請)

第11条 関係課によって実施が適当と判断された場合、実施者は以下の各管理者に対し許可申請を行い、その指導に基づいて許可を受けた後実施する。

(1) 樹木管理者

住宅都市局運営課

(街路樹イルミネーション設置許可申請書2通提出) 別紙1

(2) 道路管理者

区役所維持管理課(道路占用許可申請書3通提出) 別紙2

(3) 交通管理者

警察署交通課(道路使用許可申請書3通提出) 別紙3

(原状回復)

第12条 点灯期間終了後は、器具等を速やかに撤去、清掃を行い、原状に回復するものとする。

(事業報告書)

第13条 実施者は、点灯期間終了後14日以内に事業報告書(様式第2号)1通を住宅都市局都市景観室に提出し、実施の効果および事故等の有無について報告するものとする。

(その他)

第14条 実施中に何らかの障害が発生した場合は、原則として直ちに中止するものとし、実施者の責任において対処するものとする。

第15条 前条までの規定における原則外の適用については、第10条に規定する関係課長会議で決定する。

附 則

この要領は、平成 5年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成 7年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 9月 1日から施行する。